

第1章

計画の基本的事項

本章では、計画策定の趣旨、計画の位置付け、期間、計画策定の考え方など、基本となる事項を示します。

1. 計画策定の趣旨

本市は、船橋市環境基本条例の定めに基づいて、平成9年3月に船橋市環境基本計画を策定し、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、「未来へつなぐ健全で恵み豊かな環境」を望ましい環境像に掲げ、各種の環境保全の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。その後、環境に関わる新たな法の施行や計画の策定があり、循環型社会実現に向けた取組の強化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化問題への対応、生物多様性の確保に向けた取組の推進などが必要となったため、平成23年3月には新たな船橋市環境基本計画を策定し、望ましい環境像である「みんなでつくり未来へつなぐ 恵み豊かな環境」の実現を目指して、環境施策の推進に取り組んできたところです。

さらに10年の時を経た今日、本市の環境保全の取組に一定の進展がみられる半面、社会経済情勢や環境行政をとりまく状況は刻々と変化しています。一例をあげれば、地球温暖化問題が深刻さを増しており、近年増加する自然災害をはじめとして、私たちの身近な生活や事業活動が気候変動による危機的な影響に直面している中で、「パリ協定」の発効によって地球温暖化対策は新たな局面を迎えています。また、プラスチック廃棄物などによる海洋汚染に見られるように、私たちの身近な生活や事業活動が便利で快適になるにつれて、環境への負荷は増大し、その範囲も地球規模へと拡大しています。

これらが人類共通の課題であるという認識の下で、国連は世界各国の共通な目標となるSDGs*を掲げて取組を進めており、我が国の環境政策においても環境・経済・社会の統合的向上が命題となっています。このため、それらに的確に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて、市民・事業者・行政が今以上に協力して取り組むことが求められています。

以上のことを踏まえ、本計画は、令和2年度をもって計画期間が満了する前計画を引き継ぎながら、内容及びその構造が大きく変化する今日の環境問題に対応すべく新たに策定するものです。

*「持続可能な開発目標」のことです。詳細は第2章に記載しています。

2. 計画の位置付け

本計画は、船橋市環境基本条例第9条に基づいて定めるもので、市の最上位計画である「船橋市総合計画」を環境面から推進するとともに、本市における環境行政の最も基礎となる計画として、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものです。

したがって、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策は、本計画に基づいて立案・実施されます。また、市民、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針として位置付けられます。

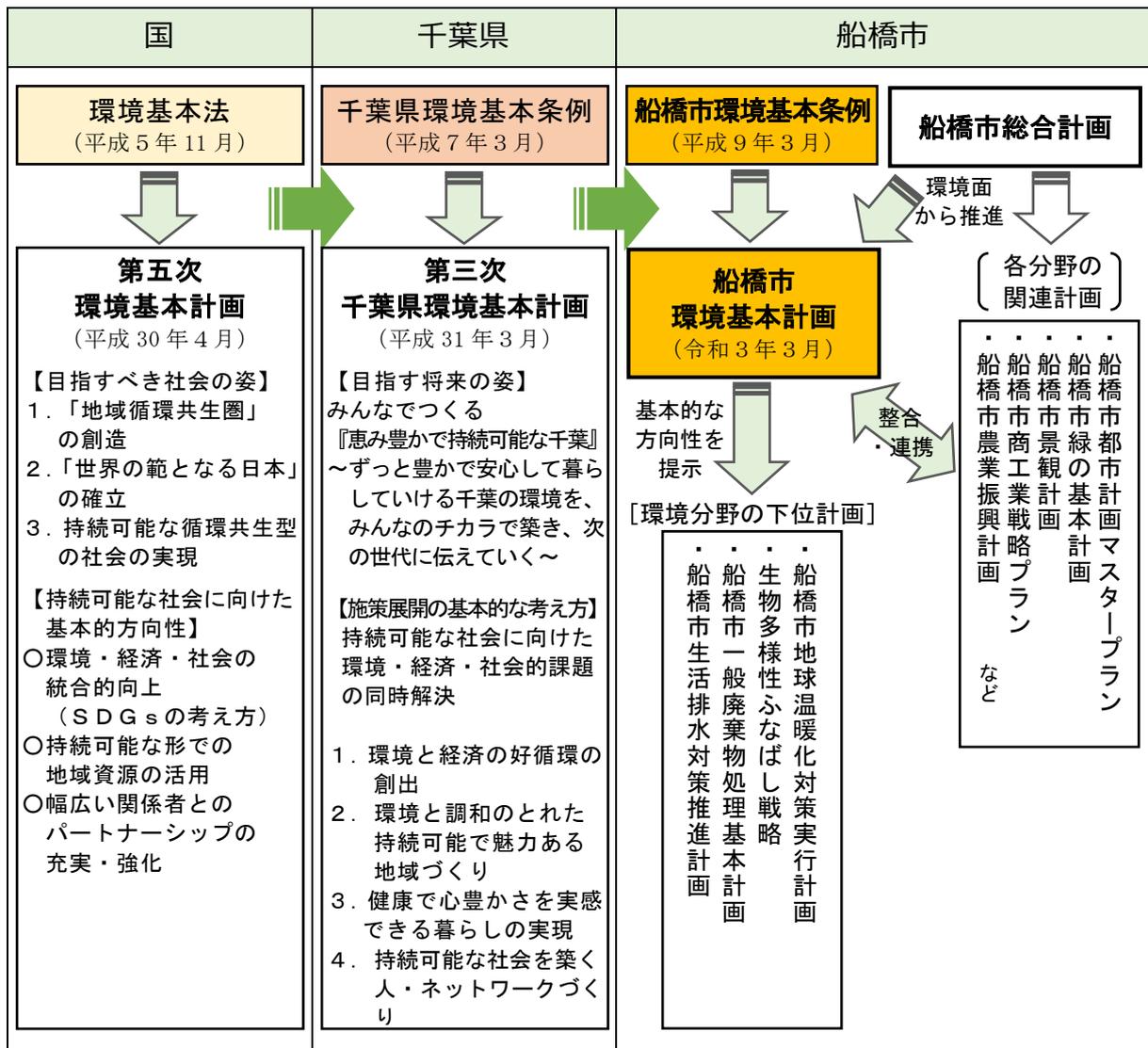


図 1-2-1 本計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として令和3年度～令和12年度までの10年間とします。

4. 計画策定の考え方

(1) 策定方針

本計画は、次にあげる3つの事項を基本的なスタンスとしています。

①船橋らしさが感じられ、環境・経済・社会の統合的向上の視点を持った計画

- ・市域の地域資源を生かすとともに、環境だけでなく、産業の振興等による地域経済の活性化といった経済的課題、超高齢社会への対応や増え続ける自然災害への備えのような社会的課題の解決に向けた視点を取り込みます。
- ・重点的な取組は、市民・事業者など様々な主体が関われる内容とします。

②実効性のある計画

- ・進行管理のPDCAサイクルにおいて、C（評価）及びA（改善）の段階を強化し、少しずつでも継続的に改善（スパイラルアップ）が図れるしくみを整えます。
- ・具体的には、市民・事業者・大学等研究機関等の参加が可能で、施策の進捗管理及び柔軟な変更ができる推進体制づくりを目指します。
- ・本市の関連計画と整合がとれており、相互に良い効果をもたらす計画とします。

③市民・事業者等が見た時にわかりやすい計画

- ・施策や取組を網羅的にカバーしつつ、重点的な取組などがわかりやすいメリハリの利いた計画内容とします。
- ・施策や取組の進捗状況を把握しやすい指標を設定します。

(2) 対象とする範囲

本計画では、①地球温暖化への取組、②自然環境保全・活用への取組、③循環型社会構築への取組、④生活環境保全への取組、⑤分野横断的な取組の5つの分野を対象として、様々な環境問題を総合的に捉えていくこととします。

また、対象とする地域は船橋市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組めます。

表 1-4-1 本計画が対象とする範囲

対象分野	具体的内容
①地球温暖化への取組	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
②自然環境保全・活用への取組	河川、海・干潟等の水辺、樹林地・農地、公園・緑地等の緑、動植物・生態系 など
③循環型社会構築への取組	ごみ、リサイクル、不法投棄 など
④生活環境保全への取組	大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭等の公害、景観、都市環境 など
⑤分野横断的な取組	環境教育・環境学習、自然・歴史とのふれあい、環境情報、環境保全活動、主体間の交流、協働 など

(3) 計画の構成

本計画は第1章～第8章からなり、各章の関連は下図に示すとおりです。

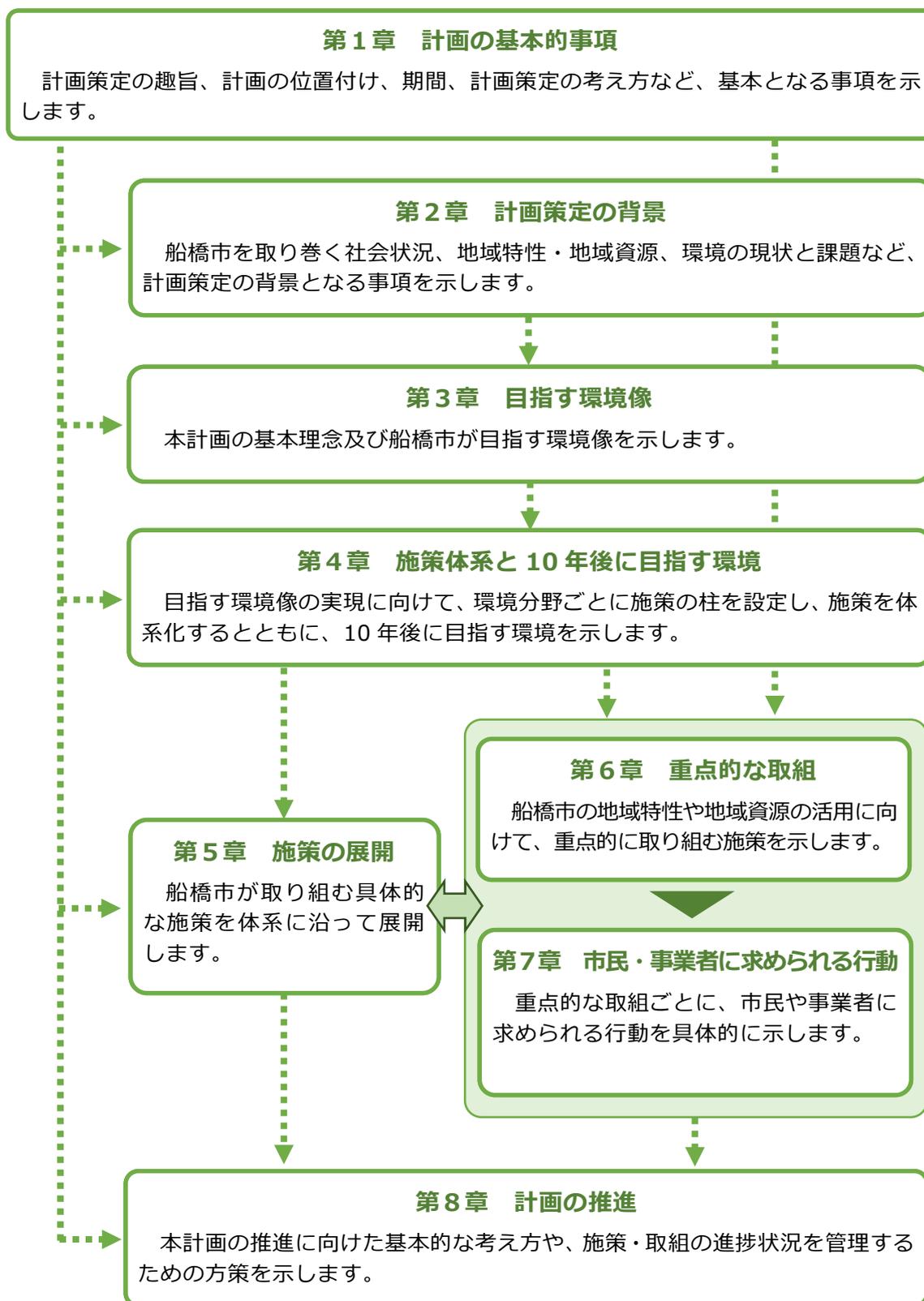


図 1-4-1 本計画の構成